

# 令和3年度あいち農業高度化プランナー派遣事業 委託業務仕様書

## 1 委託業務名

令和3年度あいち農業高度化プランナー派遣事業委託業務

## 2 目的

県内の農業従事者の高齢化が進む中、品目・産地によっては5年後、10年後の生産力の急激な低下が懸念される。こうした事態に歯止めをかけるため、各産地は品目ごとに「人」、「農地」、「生産技術」、「施設等」、「販路拡大」に関する課題と取組方策、目標をまとめた「産地戦略」を策定し、その実現に向けた生産力の強化に取り組んでいる。産地の抱える課題について、農業以外の業界のノウハウや他県の事例を踏まえた視点での改善提案ができる「あいち農業高度化プランナー」（以下「プランナー」という。）を産地に派遣し、他業種の視点からの改善提案により産地戦略を高度化させる。各産地はプランナーのアドバイスにより産地戦略を高度化させ、課題解決への取組を加速させる。産地の取組結果は課題解決に関するモデルとして、県内各産地に水平展開を図る。

## 3 業務の概要

- (1) マッチング会議の実施
- (2) 年間派遣計画の作成
- (3) 産地へのプランナー派遣
- (4) 実施経過報告書の提出
- (5) 成果発表資料の提出

## 4 事業の基本的な考え方

県内産地が「人」、「農地」、「生産技術」、「施設等」、「販路拡大」に関する課題と取組方策、目標をまとめた「産地戦略」を策定し、その実現に向けた生産力の強化に取り組んでいる。県は、プランナーを受け入れ、年間を通してモデル産地として取り組む産地（以下「取組産地」という。）を指定し、課題解決に重点的に取り組む。

受託者は、発注者（以下「県」という。）の指定する最大4つの取組産地に対し、それぞれ策定した年間派遣計画に基づき、各産地原則5回（産地の要望に応じて、それ以上の派遣を行うことは妨げない）のプランナー派遣を行う。

## (1) 取組産地の選定

県はプランナー派遣要請のあった産地のうち、最大4つの産地を選定し、取組産地として指定する。なお、取組産地は令和3年5月下旬頃決定予定。

### ※ 想定される取組産地

尾張地域：1産地、海部地域：1産地、豊田加茂地域：1産地、県域（西三河）：1産地

## (2) 取組産地と課題

取組産地は、次のア～エのカリキュラムのうち、取組課題を1つ選定し、年間を通して重点的に取り組む。

ア 労働力の確保による生産基盤の拡充

イ 新たな需要開拓、ブランド力向上等による産地競争力の強化

ウ AI・ICTを活用した生産技術の向上

エ 作業改善による労働生産性の向上

## (3) 産地とのマッチング会議の実施・年間派遣計画の策定

受託者は、各取組産地と協議し、年間派遣計画を策定する「マッチング会議」をそれぞれ実施する。マッチング会議において、受託者は産地の抱える課題やこれまでの取組、産地の将来像等を踏まえプランナーを選定し、令和3年度の年間派遣計画を策定する。

プランナーの選定に際し、取組産地から具体的なプランナーの要望があった場合、受託者は出来る限り考慮することとする。

## (4) プランナーの派遣

受託者は、策定した年間派遣計画に基づき、各取組産地に対しプランナー派遣を行う。プランナー派遣の回数は1産地あたり原則5回（産地の要望に応じて、それ以上の派遣を行うことは妨げない）とする。

## 5 業務内容

### (1) マッチング会議の実施

#### ア マッチング会議の開催

- 県が指定する最大4つの産地に対し、年間計画を作成するためのマッチング会議をそれぞれ開催する。開催にあたっては、受託者は取組産地の担当者と調整を行い、日程・場所を決定する。
- マッチング会議の日程・場所が決まり次第、県に報告する。
- 県は、必要に応じマッチング会議に出席する場合がある。
- 開催場所については、原則取組産地が提供するが、その他の資料、プレゼンに要する器具備品等については受託者が負担し準備する。

#### 【マッチング会議開催にあたっての注意事項】

- ・ マッチング会議の開催にあたり、受託者は事前に産地に聞き取りを行い、産地の抱

える課題やこれまでの取組、産地の目指す姿、希望するプランナー等を把握しておくこと。

- ・新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の感染拡大等により産地への訪問が困難な場合は、受託者は県の同意のもと、Web会議等によりマッチング会議を開催するものとし、その際の通信機器、印刷物、その他必要な物品については、受託者が用意する。なお、Web会議への変更に伴う委託金額の変更は行わない。

#### イ マッチング会議の内容

- 受託者は、事前の聞き取りに基づき、令和3年度の年間派遣計画の案を策定し、マッチング会議において取組産地に提案する。
- 受託者と取組産地は協議を行い、年間派遣計画を検討する。

#### (2) 年間派遣計画の策定

- マッチング会議における検討を踏まえ、受託者は各取組産地の年間派遣計画を策定する。
- 年間派遣計画の様式は任意とする。
- 受託者は、年間派遣計画を策定し次第、各取組産地の承諾を得た後、県に報告すること。

##### 【年間派遣計画の策定にあたっての注意事項】

- ・プランナー派遣の回数は1産地あたり原則5回（産地の要望に応じて、それ以上の派遣を行うことは妨げない）とする。
- ・派遣するプランナーの人選については、年間を通して同一人物でなくとも可とする。
- ・年間派遣計画を変更する場合は、各取組産地の承諾を得た後、県に報告すること。

#### (3) 産地へのプランナー派遣

- 受託者は、策定した年間派遣計画に基づき、プランナーを派遣する。
- プランナーを派遣する場所については、取組産地と協議し決定することとする。
- 派遣するプランナーの人数については原則1名とするが、取組内容や運用状況を鑑み複数人のプランナー派遣が必要な場合においては、最大2名まで可とする。
- プランナーを派遣する時間については、1回につき午前9時から午後5時のうち最大6時間（休憩時間を除く）とし、取組産地と協議して決定する。
- 受託者はプランナーの派遣に際し、スタッフを1名同行させ、プランナーをサポートすることとする。

##### 【産地へのプランナー派遣にあたっての注意事項】

- ・受託者は、プランナーの派遣にあたり、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症への感染防止対策を十分に講じた上で実施するものとする。
- ・新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の感染拡大等により産地へのプランナー

の派遣が困難な場合は、受託者は県の同意のもと、Web会議等により産地を指導するものとし、その際の通信機器、印刷物、その他必要な物品については、受託者が用意する。なお、Web会議等への変更に伴う委託金額の変更は行わない。

#### (4) 実施経過報告書の提出

- 受託者は、取組産地にプランナーを毎回派遣した後、10日以内に別紙様式「あいち農業高度化プランナー派遣事業実施経過報告書」を県に提出し、実施経過を報告すること。
- 提出方法は郵送または電子メールとする。

#### (5) 成果発表資料の提出

- 受託者は、年間派遣計画に基づくプランナー派遣が終了後、速やかに取組産地ごとに年間取組の成果発表資料を150部提出すること。
- 成果発表資料はA4サイズで任意様式、1部あたり5枚程度とする。

#### 【成果発表資料の提出にあたっての注意事項】

- ・ 成果発表資料は、事業終了後に産地関係者が年間の取組成果を発表する際に使用することを考慮し作成すること。

## 6 委託業務の対象経費

- (1) 委託費として計上できる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。また、契約額を超える額については、受託者の負担とする。
- (2) 事業の実施にあたり、その全部について一括して再委託を行ってはならない。一部について再委託を行う場合には、県の承認を得なければならない。
- (3) 主な対象経費は次のとおりとなる。

プランナー謝金及び旅費、スタッフ人件費及び旅費、消耗品費、印刷費、通信・郵送費、その他事業実施に係る諸経費。

## 7 実績報告書の作成

委託業務を完了したときには、速やかに事業完了報告書を作成し、次に掲げるものとして、契約の期限内に提出すること。

### (1) 実績報告書 2部

作成は、マイクロソフト社のソフト「Word」、「Excel」及び「PowerPoint」を使用するとともに、一式を統合して「Docu Works形式(.xdw)」または「Portable Document Format形式(.pdf)」に加工し、ソフトで作成したデータとともに電子媒体(CD-R)に保存し、印刷物とともに、各正副2部提出する。

様式は任意とするが、以下の内容を必須事項として記載すること。

- ア プランナー派遣実績
- イ 各産地の取組の様子（写真等）
- ウ その他県が指示したもの

## (2) 納入場所

愛知県農業水産局農政部園芸農産課（野菜・果樹グループ）

## 8 その他の留意事項

- (1) 受託者は、業務遂行にあたり県と協議し、適時、連絡調整すること。
- (2) 受託者は、当該受託業務について責任者を置き、県との協議に出席させること。
- (3) 委託業務により得られた成果品に係る著作権は、県に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由を持っても委託業務期間中、又は委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。
- (6) 本仕様書にない事項、または仕様について生じた疑義については、県及び受託者双方で、協議して、県の指示に従わなければならない。

## 9 問い合わせ先

愛知県農業水産局農政部園芸農産課野菜・果樹グループ

電 話 052-954-6418（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6932

メールアドレス engei@pref.aichi.lg.jp

## あいち農業高度化プランナー派遣事業 実施経過報告書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

所在地

団体名

代表者

あいち農業高度化プランナー派遣事業の経過について、次のとおり報告します。

派遣先産地名	
派遣場所	
派遣日時	
派遣プランナー名	
実施内容	
次回予定	

- ※ 派遣の状況がわかる資料（任意様式）を添付すること
- ※ 毎回の派遣終了後、10日間以内に報告すること